

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況

本資料は、2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針「第2 L Pガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目」において、L Pガス販売事業者等に取組を求めている事項について、立入検査による確認、一般社団法人全国L Pガス協会からの報告等を踏まえ、当省においてその実施状況をとりまとめたもの。

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
<p>第2 L Pガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策（要請4項目）及び重点事故防止対策3項目</p>	
<p>最近の事故の発生状況及び法令遵守の状況を踏まえ、2020年度において、次に掲げる4項目をL Pガス販売事業者等に対して要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令遵守の徹底 2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進 3. 事故防止対策 4. 自然災害対策 <p>特に、事故防止対策については、2019年の事故発生状況等から、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) CO（一酸化炭素）中毒事故の防止対策 (2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策 (3) L Pガス販売事業者等に起因する事故の防止対策 <p>を重点的に対応することを要請する。</p>	<p>【関東東北産業保安監督部東北支部】</p> <p>○例年、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し保安ヒアリングを実施し、保安対策指針についての取組状況等の聞き取りを行い、立入検査計画作成の参考に資していたが、今年度は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、提出期限が2ヶ月延長（提出期限：7月31日）となったため、保安ヒアリングは未実施。</p> <p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】</p> <p>○近畿液化ガス保安協議会が主催する「業務主任者研修会」（10月）において、保安対策指針の内容を説明するとともに、法令遵守と保安確保の一層の向上について要請を行った。</p> <p>○立入検査時の確認項目に自主保安活動を設定し、ヒアリングを行い、事故防止に努めるよう指導している。</p> <p>○当支部のホームページ等で、保安に関する情報を発信している。</p>
<p>その際、少子化、高齢化等社会経済情勢を踏まえた自主保安活動を実施するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国L Pガス協会の「L Pガス安全応援推進運動”もっと安全さらに安心”」 ・日本液化石油ガス協議会・地域液化石油ガス協議会の集まりである七協議会連絡会議（以下「七協議会連絡会議」という。）の行動基準 等で実施することとされた項目を自主保安活動に積極的に取り入れ、具体的な取組を行うことが重要である。 <p>また、液化石油ガス販売事業者等が保安業務等を実施する上で、女性職員が点検・調査を実施することで一般消費者等が受け入れやすいといった点や、お客様対応や帳簿管理等といった女性のきめ細かさなどを活かし活躍できるといった視点も踏まえて取り組むことも重要である。</p>	<p>【全国L Pガス協会】</p> <p>○一般社団法人全国L Pガス協会は、平成30年4月より3年計画で「L Pガス安全応援推進運動”すべてはお客様の安心のために”」を以下のとおり実施した。</p> <p>○地域性を踏まえ、各都道府県協会とL Pガス販売事業者が連携し、全国運動を展開中。</p> <p>○全国目標として、重大事故（B級事故）ゼロ、CO中毒事故ゼロを掲げ、併せて、事故防止対策として、以下の8項目を推奨事項として掲げた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進 ②業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等） ③住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起 ④供給機器の期限管理の徹底 ⑤ガス栓カバーの設置促進 ⑥他工事による事故防止 ⑦ガス放出防止型高圧ホースの設置促進 ⑧災害時の連絡体制及び支援体制の整備 ⑨長期使用製品安全点検制度における特定保守製品の所有者登録促進

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
1. 法令遵守の徹底		
(1) 経営者の保安確保に向けたコミットメント等		
	① 経営の基本方針として、法令の遵守、保安の確保を掲げること。	【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○各省庁からの要請・依頼等の文書を、各都道府県協会及び直接会員に送付した。 ○各都道府県協会が主体となり、LPガス販売事業者向けにリモート等で保安講習会等を実施し、保安活動の啓発及び実施に取り組んだ。 ○日本液化石油ガス協議会と共催でリモートによる保安講習会を開催し保安意識の向上を促した。
	② 経営者自らが保安に対する姿勢を社内外に明確に表明し、保安確保の指導力を発揮すること。	
	③ 経営者の最も重要な役割である保安組織体制の整備及び保安関連予算の確保を図ること。	
(2) LPガス販売事業者等の義務の再認識		
	① LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、保安機関に対して、保安業務の実施状況について確実に確認を行うこと。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○販売事業者と保安機関は立場が異なる組織であるため、同一の事業者であっても、販売事業者（業務主任者）は保安に係る連絡の内容を確認し、不適切な案件に対しては改善を指示するよう指導している。立入検査では、業務主任者による保安に係る連絡の内容を確認、対応の状況を聴取している。
	② 保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス販売事業者に通知すること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○保安機関においては、保安業務の結果連絡は速やかに行い、販売事業者においては、業務主任者が確認を行った記録を残すように指導している。 ○立入検査では、保安業務の結果が正常な場合には定期的に書面で連絡され、結果が不適合な場合には即日又は翌日に、ファクシミリ又は電話で連絡が行われていること。点検・調査の結果が不適合な場合は、結果の連絡から改善結果の報告を受けるまでの対応が記録、保管されていることを確認している。

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
<p>(3) 保安教育の確実な実施</p> <p>① 保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。</p> <p>② 保安教育の実施に当たっては、容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再確認及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導すること。</p> <p>③ 販売グループの中核となっているLPガス販売事業者等は、グループ内の事業者等に対する保安教育を主導し、保安業務や保安技術を伝承、指導することにより保安レベルの向上を図ること。</p> <p>④ 経済産業省が実施する地域保安指導事業において開催する保安講習会、また、さらなる保安高度化の推進を図るため、LPガス関係団体の主催する保安講習会等に積極的に参加すること。</p>	<p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○立入検査では、業務主任者が中心となって保安教育の年間計画を作成し、保安業務担当者全員を対象に実施されていることを確認している。</p> <p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○立入検査では、社内での保安教育の実施状況に加えて外部講習会への参加状況を確認している。</p> <p>【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○日本液化石油ガス協議会が作成した「供給開始時等マニュアル&保安業務における疑問・問題点第3次改訂版」を保安教育資料等として活用を促した。</p> <p>【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○日本液化石油ガス協議会が作成した「供給開始時等マニュアル&保安業務における疑問・問題点第3次改訂版」を保安教育資料等として活用を促した。</p> <p>【関東東北産業保安監督部 東北支部】 ○東液協と共催する「2020年度業務主任者等保安研修会」の講師として、①全国の2019年LPガス事故の状況、東北支部管内の2019年LPガス事故の状況、②東北支部管内の2019年度立入検査での指摘事項 等について講義した。</p> <p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○社内での保安教育に加えて、LPガス関係団体が主催する講習会に参加している。</p>

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
(4) 販売所・営業所単位での保安確保		
① LPガス販売事業者は、販売所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者として、業務主任者とともに、保安確保への取組を確実に実践すること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○近畿液化ガス保安協議会主催の「業務主任者研修会」(10月)において、事故事例の紹介、立入検査の結果を説明し、保安業務のあり方について説明した。立入検査結果の説明では、前年度の指摘事項を解説し、指摘を受けない事業者となるために必要な保安業務のポイントを説明した。	
② LPガス販売事業者は、業務主任者の職務・役割の社内規程類への明示による明確化等、実効的に機能する体制の整備を図ること。	【経済産業省ガス安全室】 ○立入検査において業務主任者の職務を実施しているか確認した。	
③ 販売所・営業所において法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本社の保安管理部門等が確実に把握し、不足・不備があれば改めるとともに、内部監査の充実を図ること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○立入検査では、内部監査の実施の有無、体制、実施時期及び内容を確認している。	
(5) 事業譲渡時の保安業務の確実な実施		
① 事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況(配管等の設置状況等を含む。)を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保し、保安業務を実施すること。	【経済産業省ガス安全室】 ○一部承継(譲受)の案件について相談を受けた際は、承継前に保安台帳が遺漏無く引き継がれ、前販売事業者による帳簿記載、供給設備及び消費設備が技術基準に適合しているか等を確認し、承継後に技術基準不適合とならないよう注意した。	
② 譲渡後も緊急時対応の基準内の確実な実施を含めた保安業務の実施状況について再度確認をすること。		

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
(6) バルク貯槽等の20年検査に向けた体制整備		
① LPガス販売事業者は、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る液石法施行規則、告示及び通達並びに高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画を策定し、その推進を図ること。	【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○本検査を円滑かつ安全に行うため、関係業界団体と連携し、正会員に検査にあたっての保安教育や残ガス調整等の注意喚起を行った。	
② 告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等が増加することにより、関係業者の手配が困難になる場合も考えられることから、期限に余裕をもって対応を行うこと。	【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○告示検査期限を迎えるバルク貯槽の数を調査を行った。	
③ バルク供給先において周辺環境に変化が生じ、搬出が困難な場所も見受けられることから、LPガス販売事業者は保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止、社会的に大きな影響を及ぼす重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払うこと。		
④ バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、LPガス販売事業者等は、充てん事業者との連絡を密に取り合いながら、工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努めること。		
⑤ LPガス販売事業者は、自社の従業員のみならず、20年検査への対応に係る工事事業者、運送事業者に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施し、事故防止の徹底に努めること。		

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
2. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進	
<p>(1) 組織内のリスク管理の徹底</p> <p>現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図ること。その際、自主保安活動チェックシートを活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用すること。</p>	<p>【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○自主保安活動チェックシートの提出状況：2020年度；92.2%（2013年度；56.1%（年度途中から実施））</p>
<p>(2) 集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進</p> <p>2016年度より液化石油ガス法に基づく認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化するとともに、追加要件（例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であることなど）を満たす場合、緊急時対応及び点検・調査頻度を更なる緩和を措置したことを踏まえ、より一層の安全確保の観点から、一般消費者等における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。集中監視システムの検討に際しては、通信システム・ネットワークにおけるサイバーセキュリティの確保や、大幅に機能アップし、国際標準化された通信規格を搭載したマイコンメーターと通信端末に配慮する事が望ましい。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年度より認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化し、旧制度の要件の70%に加えて、第1段階として50%を追加。第1段階の認定事業者に対しては緊急時対応の特例を付与。現行認定液化石油ガス販売事業者の高い保安実績（過去10年間の死亡事故ゼロ）を踏まえ、集中監視システムを導入する消費者について、第2段階として、例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であるなどの追加要件を満たす場合、緊急時対応、点検・調査頻度を緩和。 ・旧型の膜式マイコンメーターから超音波式マイコンメーターに代わることで、ガス流量の検知時間を1時間から約2分に短縮し流量測定の正確性を担保、外部への通信速度の48倍増加、電池消費を大幅な削減等を実現。また、スマートメーター用無線国際標準規格に準じたU-Bus通信等に対応した集中監視システムとマイコンメーターを組み合わせることで、高速データ通信が可能となり、確実な集中監視システムの構築が実現可能。 	<p>【一般社団法人 全国LPガス協会】 近年のスマート保安の促進による保安高度化の潮流を受けて、本年度より、会員事業者の集中監視の導入状況の調査を開始。調査を通じて事業者の導入促進の意識啓発を行った。なお、本年度の調査による導入率は世帯数ベースで19%であった。</p>

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
3. 事故防止対策	
(1) CO中毒事故の防止対策	
① 業務用厨房におけるCO中毒事故の防止対策	
A. 業務用厨房の関係者に対する周知	
(ア) 換気（給気及び排気）が十分に行われないと不完全燃焼を起こしCOが発生するメカニズムや業務用厨房においてひとたび事故が発生した場合、従業員のみならず来店者をも巻き込むこと等について対面により説明し、換気や清掃・メンテナンスの重要性について、業務用厨房の所有者、従業員等の理解を促すこと。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○当支部のホームページに、「飲食店の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」を掲載し、注意喚起を行っている。
(イ) 定期消費設備調査等の機会に、業務用厨房機器の設置環境や使用状況を確認し、業務用厨房の所有者、従業員、アルバイト等に対し、ガス機器、レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃、修理等の定期的な清掃・メンテナンスの必要性を働きかけること。	【経済産業省ガス安全室】 ○令和2年度委託事業において業務用厨房施設における保安向上に向けた対策検討を実施し、飲食店関係者及び機器製造メーカーが活用できる自主保安チェックシートを作成した。
(ウ) めんゆで器の排気口を閉塞したことによるCO中毒事故の対象となったメーカー製のめんゆで器（同一型式及び類似型式）であって、まだ対策が取られていないものを発見した場合は、その使用者に対しメーカーの対応を紹介し、対策を促すこと。	
B. 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進	
業務用厨房の使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を引き続き継続すること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○当支部のホームページ等で「飲食店の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」により注意喚起を行っている。 ○立入検査時に、追加調査事項として安全器具等の設置状況（設置率）を確認している。 （ヒューズガス栓、ガス栓カバー、ガス漏れ警報器、CO警報器の設置状況と今後の取り組み） 【日本液化石油ガス協議会】 ○七協議会連絡会議では「業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査」を行動基準の一つとしており、令和2年12月末現在、普及率は65.6%（全193社中 回答率100%）。 【ガス警報器工業会】 ○ガス警報器工業会は、2018年4月から3年計画で進めているリメイク運動（ガス警報器設置・交換運動）において、業務用換気警報器設置率100%の目標を掲げ、業務用換気警報器・CO警報器の設置促進の広報活動を行った。また、2020年10月22日に開催したリメイク運動表彰式において、業務用換気警報器の設置に貢献された都道府県LPガス協会5者に対し、感謝状を授与した。

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
②	ボイラーにおけるCO中毒事故の防止対策	
	(ア) ホテル・旅館・学校においては、厨房だけでなくボイラーにおけるCO中毒事故が発生していることから、引き続き、ホテル・旅館等に対する周知活動を通じて、注意喚起を継続的に実施すること。	【一般社団法人 全国LPガス協会】 自主保安運動における重点取組事項の一つとして、業務用のCO中毒事故防止を掲げ、該当物件に対する法定外周知に実施要請を行うとともに、その実施状況を調査。本年度の調査では該当施設に対する世帯数ベースで73.3%の実施率を達成した。
	(イ) ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を継続的に実施すること。	【一般社団法人 全国LPガス協会】 自主保安運動における重点取組事項の一つとして、業務用のCO中毒事故防止を掲げ、業務用換気警報器等の設置促進の要請を行うとともに、その設置状況を調査。本年度の調査によれば該当施設に対する世帯数ベースで52.2%の設置率を達成した。
③	住宅におけるCO中毒事故の防止対策	
	(ア) 長期間使用していないガス機器を使用するときには排気筒に異常がないかを確認した上で使用するよう、様々な機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。	【LPガス安全委員会】 ○長期間使用しているガス器具の劣化により事故発生を防ぐため、ガス器具の安心チェックリストを盛り込んだチラシを作成し、都道府県LPガス協会を通じ167,000枚配布した。
(イ) 不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器については、製造事業者等による点検を受けるよう、定期消費設備調査等の機会を通じて一般消費者に注意喚起すること。		
④	学校、福祉施設等におけるCO中毒事故の防止対策	
	学校、福祉施設等において、オープン等の業務用調理機器を使用する場合のCO中毒事故が発生していることから、調理等を行う際は、不完全燃焼によるCO中毒事故に十分注意すること。特に、業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。	【一般社団法人全国LPガス協会】 不燃棒のない湯沸し器、風呂釜についての取換え促進は毎年実施しており、その設置残数調査を毎年実施している。残数は年々減少しており、本年の調査では4,000世帯において改善され、残り63,538戸となっている。

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
(2) 一般消費者等に起因する事故の防止対策	
<p>① 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上</p> <p>一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人住まいの老人・高齢者宅、身体の不自由な消費者宅を訪問し、こんろを始めとする消費機器の安全点検等の実施 ・一人暮らしの大学生、サラリーマン、高齢者、介護関係者等に対しては、ワンポイントで具体的な事故事例をわかりやすく提示する等、事故防止に向けた注意喚起の実施 ・コンロ清掃・料理教室等のイベント、町内会・自治会・婦人会等との共同の防災訓練などの地域貢献活動等による消費者との接点の強化 ・事故事例を身近な事例として認識してもらうため、経済産業省のホームページに公表されている実際の事故事例等の活用 	<p>【関東東北産業保安監督部東北支部】</p> <p>○LPガス消費者保安月間においては、消費者の保安啓発活動に取り組みよう、東北支部ホームページ掲載により啓発・周知した。</p> <p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】</p> <p>○当支部のホームページ等で、「ご家庭の皆様へ（ガス安全使用のお願い）」により注意喚起を行っている。</p> <p>【一般社団法人 全国LPガス協会】</p> <p>○LPガスを安全に使用するためにパンフレットを作成し、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等に配布した。</p>
<p>② 安全な消費機器の普及促進</p> <p>安全装置付き風呂釜、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及を促進すること。</p> <p>(注) Siセンサーコンロとは、全ての火口に「調理油過熱防止装置」、「立ち消え安全装置」、「消し忘れ消火機能」等の機能を装備したものの。</p>	
<p>③ 誤開放防止対策の推進</p> <p>(ア) ガス器具が接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「ガス栓カバー」の設置を促進すること。</p> <p>(イ) 誤開放防止対策の一環として一口ガス栓への切り替えを検討すること。</p> <p>(ウ) ガス栓の先にガスコンロ購入時に付属しているホース口保護用のプラスチックキャップまたは保護キャップが取り付けられている場合や、ビニールテープ等が巻き付けられている場合は取り外し、ゴムキャップを挿入すること。また、ゴムキャップが正しく挿入されていない場合は改善すること。</p>	<p>【日本液化石油ガス協議会】</p> <p>○七協議会連絡会議では「消費者に起因するLPガス事故の防止対策としてのガス栓カバーの普及促進」を行動基準の一つとしており、令和2年12月末現在で、完了が16.1%、推進中が84.5%（全193社中 回答率100%）。</p>
<p>④ ガス警報器の設置の促進等</p> <p>LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス警報器の設置が効果的であることから、ガス警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むこと。</p>	<p>【ガス警報器工業会】</p> <p>○ガス警報器の設置率は、2020年3月末現在で、共同住宅86.9%、一般住宅70.0%（一般社団法人全国LPガス協会調べ）。</p> <p>○ガス警報器工業会は、2020年4月から3年計画で進めているリメイク運動（ガス警報器設置・交換運動）を通じて、一般消費者等に対してガス警報器の設置及び期限切れ警報器の交換のための広報活動等を行った。</p>

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
⑤ 消費設備調査の推進	
<p>(ア) 消費設備調査は法定事項であるが、普及啓発の重要な機会としてとらえ、以下のような工夫を図りながら、一般消費者等に対するLPガスの理解増進を図ること。</p>	<p>【全国LPガス協会】 ○外国人向けの安全周知文書（英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）を2019年に追加作成、LPガス販売事業者を通じて外国人の一般消費者等に配布した。なお、本年の協会での安全周知文書全体の頒布実績は約750万部であった。 【LPガス安全委員会】 ○安全なガス機器の取り扱いについて外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）のリーフレットについて、2019年10月、新たに6カ国語（インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ネパール語、モンゴル語）を追加作成、日本語を含めて全12カ国語を周知。</p>
<p>(イ) 消費設備調査を拒否する一般消費者等に対しては、適切に実施されない場合は事故の可能性を増加させるものであることから、事故事例の紹介の他、集合住宅の場合には管理人の理解を得ること等、一般消費者等の理解を得られるよう工夫をこらして実施すること。</p>	<p>【経済産業省ガス安全室】 ○立入検査において、消費設備調査を拒否する一般消費者等について理解を得られるよう工夫をこらして実施しているか確認し、承諾を得られなかった場合の対応についても確認を行った。</p>
<p>(ウ) 消費設備調査のために3回以上訪問したが、不在により実施できなかった場合には、一般消費者等による「調査拒否」として取り扱うことができる。ただし、一般消費者等への点検調査日時の事前連絡、一般消費者等の都合の良い調査日時の設定、及び前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすように努めること。</p>	<p>【経済産業省ガス安全室】 ○立入検査において、不在等により消費設備調査が実施できなかった場合について、工夫して実施しているか再訪問の記録を確認した。</p>
<p>(エ) 定期消費設備調査に際しては、適切な場所に消費設備が設置されているか確認すること。</p>	
<p>(オ) 消費設備調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、放置せず、都道府県等の行政機関と相談し、早急な改善が図られるよう対応すること。</p>	
<p>(カ) 学校、公民館等の公共施設は、ひとたび事故に至ると大惨事になりかねないことから、設備の期限管理等について、設備（供給設備を含む。）を所有する自治体をはじめ公共施設の関係者に理解、協力すること。</p>	
<p>(キ) LPガス販売事業者等は、「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示」において、2017年の一部改正によりしようが禁止された「安全アダプター」、「両端迅速継手付ゴム管」、「両端迅速継手付塩化ビニルホース」及び「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」に関し、できる限り早期の撤去又は法令適合製品への取替えを一般消費者等に周知するとともに、告示における経過措置期間である2022年4月1日までに確実に同製品が使用されることのないよう適切に措置を講ずること。なお、両端迅速継手付ゴム管等は、ガストープでの使用など、冬季のみに使用されているケースがあることから、消費設備調査等の需要家接点の機会を捉え、一般消費者等に使用</p>	<p>【経済産業省ガス安全室】 ○立入検査において、学校、病院等、ガス漏れ警報器の設置義務施設は、その期限管理を徹底し、期限内交換が出来るよう関係者の理解を得るとともに協力するよう説示した。</p>

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
	<p>⑥ リコール対象品等への対応</p> <p>消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。また、経済産業省のリコール情報に掲載されているガス機器に関する所有者情報を有している場合には、ガス機器製造事業者に対して情報提供などの協力を努めること。</p> <p>なお、LPガス販売事業者等は、リコール製品への対応を図る観点からガス機器製造事業者と連携を図ること。</p>	<p>【一般社団法人 全国LPガス協会】</p> <p>○不具合品の回収への対応について、会員に対して周知徹底を依頼した。</p>
	<p>⑦ 長期使用製品安全点検制度への協力</p> <p>LPガス販売事業者等は、消安法上、保安点検・調査又は周知等の際に、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品について、一般消費者に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることを周知する又はリーフレット等を配布するなどの協力の責務を確実に果たすこと。保安点検・調査時等に、自社が販売した製品で、対象製品にもかかわらず所有者情報の登録がされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入を含め、登録率向上に向けた対応を図ること。また、自社が販売した製品ではない場合においても、積極的に所有者票の代行記入等の協力を努めること。</p> <p>なお、LPガス販売事業者等は、登録率向上に向けてガス機器製造事業者と連携を図ること。</p>	<p>【一般社団法人 全国LPガス協会】</p> <p>○長期使用製品安全点検制度の所有者登録向上に向けた対応として、会員宛の保安動向資料に掲載するなど、あらゆる機会をとらえて都道府県協会を通じてLPガス販売事業者に注意喚起した。</p>

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策		
① 供給管・配管の事故防止対策		
(ア) 埋設管は、腐食しにくいポリエチレン管（PE管）等への取り替えを促進すること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○埋設供給管に係る漏えい試験の適切な実施について注意喚起を行った。 ○立入検査時に、埋設管の配置、管種などの把握状況を確認している。	
(イ) 他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと（本年2月、厚生労働省、国土交通省を含め、他工事事故防止の徹底を要請済）。また、酸欠事故防止に向けた対応を図ること。	【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○立入検査時に、ガス供給設備周辺で他工事を行う計画がある場合には、販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するよう指導している。 ○近畿地方整備局を通じて、他工事業者にリーフレット配布による周知を実施した。 ○当支部ホームページ、SNSで注意喚起を行っている。（SNSは、時季に合った内容で発信。）	
(ウ) 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。		
(エ) 供給管・配管の工事を行う際は、締付トルクの管理を行い、工後は法令に則り気密試験・漏えい試験を確実に実施すること。トルク管理にはトルクレンチを使用することが望ましい。またシールテープとシール剤を併用すると低トルクでもねじ込み過ぎとなるおそれがあるので注意すること。		

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
	② 機器の事故防止対策	
	(ア) 調整器、高圧ホース等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。また、マイコンメーター、警報器等は事故を未然に防ぐ保安機能を有していることから、これらの機器の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。	<p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】</p> <p>○立入検査時に現場を確認し、期限管理と設備の管理を徹底し、事故防止に努めるよう指導している。</p> <p>【日本液化石油ガス協議会】</p> <p>○七協議会連絡会議では「事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査」を行動基準の一つとしており、令和2年12月末現在、メーカーの交換推奨期限を超えて使用されている調整器の割合は、1.41%（全193社中 回答率100%）。</p>
	(イ) 充填容器等の接続、消費機器の交換・修理等の作業手順の確認、作業終了後の検査等を確実に行うこと。特にLPガス販売事業者に起因する作業ミス等の事故で多くを占めるガスメータの交換時の施工不良等による漏洩を防ぐため、施工後に漏洩状況の確認等を適切に行うこと。	
	(ウ) 閉栓先において、充填容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充填容器等の撤去を確実に進めること。	<p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】</p> <p>○立入検査時、事故報告受理時などに、使用実績がない消費先から容器を回収するよう指導している。</p>
	(エ) 末端ガス栓に「ねじガス栓」を使用したことを原因とする誤開放事故が発生していることから、末端ガス栓は、原則としてつまみに押し返し機構（ロック機構）がある「可とう管ガス栓」を用いること。	
	(オ) 浸水による機器の腐食や故障を原因とした事故を防ぐため、水害により水没した機器類は、そのまま使用せず確実に交換すること。	
	(カ) 自動切替式調整器の予備側にLPガス容器を接続せずにガスを供給したことを原因とするガス漏れ事故が発生していることから、必ず予備側にもLPガス容器を接続する。LPガス容器を1本のみ接続して使用する場合は、予備側の高圧ホースを外してプラグをはめるなどの設備改善を行うこと。	
	③ バルク供給に係る事故防止対策	
	これまでに発生したバルク供給での事故事例やヒヤリハット事例を共有するとともに、安全弁の交換作業マニュアル等を活用することにより作業手順の確認を十分に行い、事故防止の徹底を図ること。	<p>【経済産業省ガス安全室】</p> <p>○立入検査時に、バルクの設置状況をヒアリングし、20年告知検査時には事故発生の可能性が増えることが想定されるため、計画的に着手するよう説明している。</p>

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述		取組状況
(4) その他		
① 質量販売に係る事故防止対策		
(ア) 質量販売に関する事故が発生していることから、質量販売に際しては、法令遵守を徹底し、供給開始時調査や定期消費設備調査及び14条書面交付について、確実に実施すること。また、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売に係る事故防止のためのリーフレット等により周知を確実に実施すること。	<p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】</p> <p>○立入検査時に、質量販売の容量、使用目的、販売形態、消費設備の点検状況等を確認している。さらに、質量販売に係る保安業務が保安業務規程に記載されているか、14条書面の交付時に消費者に対して使用上の注意を促しているかについても確認している。</p> <p>○当支部のホームページ等で「質量販売者向け、キャンプ場等でLPガスを使用するお客様へ、屋外やイベント会場でLPガスを消費するお客様へ」により、質量販売についての注意喚起を行っている。（本省HPへのリンクにて対応）</p> <p>【一般社団法人 全国LPガス協会】</p> <p>○日本液化石油ガス協議会が作成した「LPガス質量販売解釈マニュアルおよびQ&A」を販売し、保安教育資料等として活用を促した。</p>	
(イ) LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液石法施行規則第17条に基づく特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。	<p>【経済産業省ガス安全室】</p> <p>○監督部と連携し山小屋等の特則承認事務について、適正に執行した。</p>	
② 積雪又は除雪ミスによる事故防止対策		
積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な降雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。特に、容器と調整器を直接接続した設備で調整器の折損事故が発生していることから、雪囲いなどの対策が難しい設備においては、新設時や設備交換時に調整器を配管に接続する設備に変更するか、調整器を折損式ガス漏れ防止機能付に変更することが望ましい。	<p>【関東東北産業保安監督部東北支部】</p> <p>○東液協と共催する「2020年度業務主任者等保安研修会」の講師として、雪害によるガス事故発生防止について説明した。また、2020年12月16日に「雪害によるLPガス事故発生の防止について」、ホームページ上で注意喚起を実施した。</p>	
③ LPガスタンクローリに係る事故防止対策等		
LPガスタンクローリに係る安全を確保するため、LPガスタンクローリ事故防止委員会（事務局：高圧ガス保安協会）による一斉点検事業（毎年8～9月中旬実施）を活用することにより、事故の未然防止の徹底に努めること。		

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の記述	取組状況
4. 自然災害対策	
<p>(1) 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(2013年3月経済産業省及び高圧ガス保安協会、2019年9月改訂)を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。また、地震、水害等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置を徹底すること。特に、各地方公共団体(自治体)において発表されているハザードマップを確認・把握し、津波、河川氾濫等による浸水、水害の恐れがある地域に所在するLPガス消費者世帯においては、大規模水害によるガス容器の流出防止に備えた対策を重点的に講じること。</p>	<p>【中部近畿産業保安監督部 近畿支部】 ○立入検査時に、「転倒防止のためのチェーンの二重掛け(ベルトの二重掛けを含む)」「ガス放出防止型高圧ホース」の設置状況と今後の導入計画を確認している。</p> <p>【一般社団法人 全国LPガス協会】 ○公共施設等への説明資料として「LPガス導入事例 自然災害に備えを! LPガスで防災対策とBCP強化」を作成し、活用を促した。</p>
<p>(2) 熊本地震を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、上記マニュアルを一部改訂したところであり、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。</p>	
<p>(3) 仮設住宅におけるLPガスの供給に係るLPガス販売事業者等は、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の確実な実施並びにガスの漏えい事故防止及びCO中毒事故防止に係る一般消費者への注意喚起について、特に留意して取り組むこと。</p>	
<p>(4) 災害発生後のLPガス供給の早期復旧復興に備え、LPガス販売事業者等は予め顧客情報、設備情報、LPガス保安に関する情報についてクラウド等を活用するなど、情報の保全に努めること。</p>	